

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）が令和 7 年 1 月 8 日に公布され、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認の措置等がなされたことに伴い、本組合職員についても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

妊娠、出産等についての申出をした職員等に対し、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認の措置等を講じるもの。

3 他自治体の類似する政策等

構成市及び県内の消防業務を所管する自治体等においても、必要な措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表